

白井市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

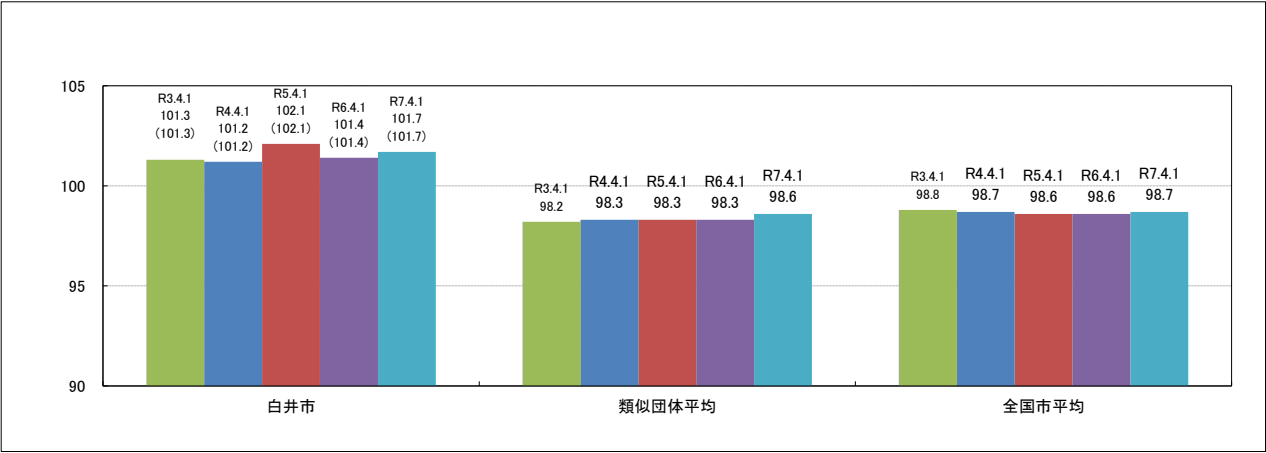
区 分	住民基本台帳人口 (6年度末)	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
	人	A 千円	千円	B 千円	B/A %	5年度の人件費率 %
6年度	61,974	24,527,098	622,313	3,542,618	14.4	13.7

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
	A 人	給 料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円	千円	千円
6年度	388	1,200,959	271,048	511,150	1,983,157	5,111	6,391

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和7年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

過去の人口急増期に職員を大量に採用し、職員の年齢構成が国と異なることが主な要因と考えている。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し
[実施] 未実施
実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日
(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを行うとともに、8級に隣接する級間での給料月額の重なるの解消等を実施。

②地域手当の見直し
実施内容(国基準における場合の支給割合及び白井市の支給割合)

(支給割合) 国基準4%に対し、白井市において6%を支給。
(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	6%	5%	4%
白井市の支給割合	6%	6%	6%

③その他の見直し内容
扶養手当、通勤手当、管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

(5) 特記事項

① 人件費抑制措置の状況

区 分	抑制措置	内 容		期 間
特別職及び教育長	給料月額の特減額	市長10%減額	副市長5%減額 教育長2%減額	平成21年4月1日から平成27年5月21日
特別職	給料月額の特減額	市長	20%減額	平成30年4月1日から平成30年9月30日
			10%減額	平成30年10月1日から令和元年5月21日
			10%減額	令和元年10月1日から令和5年5月21日
		副市長	10%減額	平成30年4月1日から平成30年9月30日
			5%減額	平成30年10月1日から令和元年5月21日
			5%減額	令和元年10月1日から令和5年5月21日
		教育長	2%減額	平成30年4月1日から令和元年5月21日
			2%減額	令和元年10月1日から令和5年5月21日

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(令和7年4月1日現在)				
区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
白井市	40.4 歳	328,055 円	410,220 円	369,732 円
千葉県	39.8 歳	315,893 円	424,453 円	370,183 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	41.7 歳	323,640 円	410,439 円	373,596 円

② 技能労務職									
区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職 種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
白井市	62.3 歳	7 人	209,943 円	226,945 円	222,539 円	—	—	—	—
うち運転手	歳	1 人	円	円	円	自動車運転手	57.0 歳	287,600 円	—
うち調理員	歳	1 人	円	円	円	調理士	45.5 歳	280,200 円	—
うち用務員	61.5 歳	4 人	208,025 円	224,157 円	220,507 円	用務員	49.6 歳	246,200 円	0.91
うち技能員	歳	1 人	円	円	円	—	—	—	—
千葉県	50.8 歳	267 人	299,845 円	361,290 円	336,977 円	—	—	—	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	— 円	337,907 円	—	—	—	—
類似団体	52.8 歳	15 人	324,186 円	382,285 円	358,506 円	—	—	—	—

区 分	参 考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
白井市	—	—	—
うち運転手	円	3,640,300 円	—
うち調理員	円	3,700,600 円	—
うち用務員	3,579,766 円	3,247,300 円	1.10
うち技能員	円	—	—

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和4～6年の3ヶ年平均)。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
- ※ 運転手、調理員及び技能員については、人数が少ないため非公表とする。
- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
- 3 民間の自動車運転手及び調理士については、千葉県の平均値。用務員については、全国の平均値である。
- 4 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況

(令和7年4月1日現在)				
区 分	白井市	千葉県	国	
一般行政職	大 学 卒	225,600 円	225,600 円	総合職 230,000 円 一般職 220,000 円
	高 校 卒	194,500 円	194,500 円	一般職 188,000 円
技能労務職	高 校 卒	205,000 円	192,500 円	—
	中 学 卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	278,829 円	375,583 円	407,314 円	423,343 円
	高 校 卒	255,900 円	317,975 円	384,000 円	402,400 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

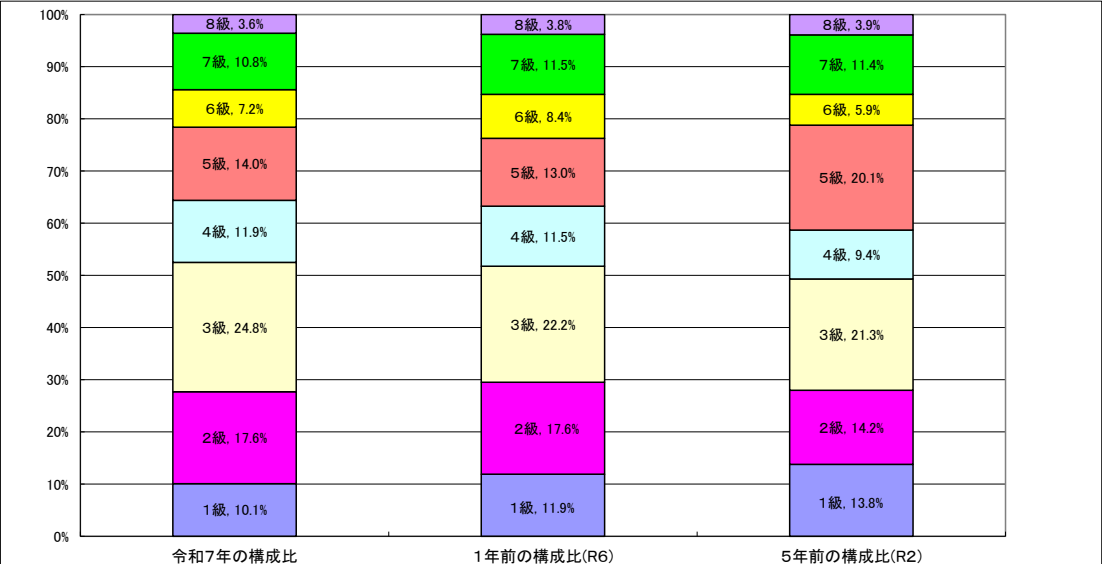
技能労務職については、人数が少ないため非公表とする。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (令和7年4月1日現在)

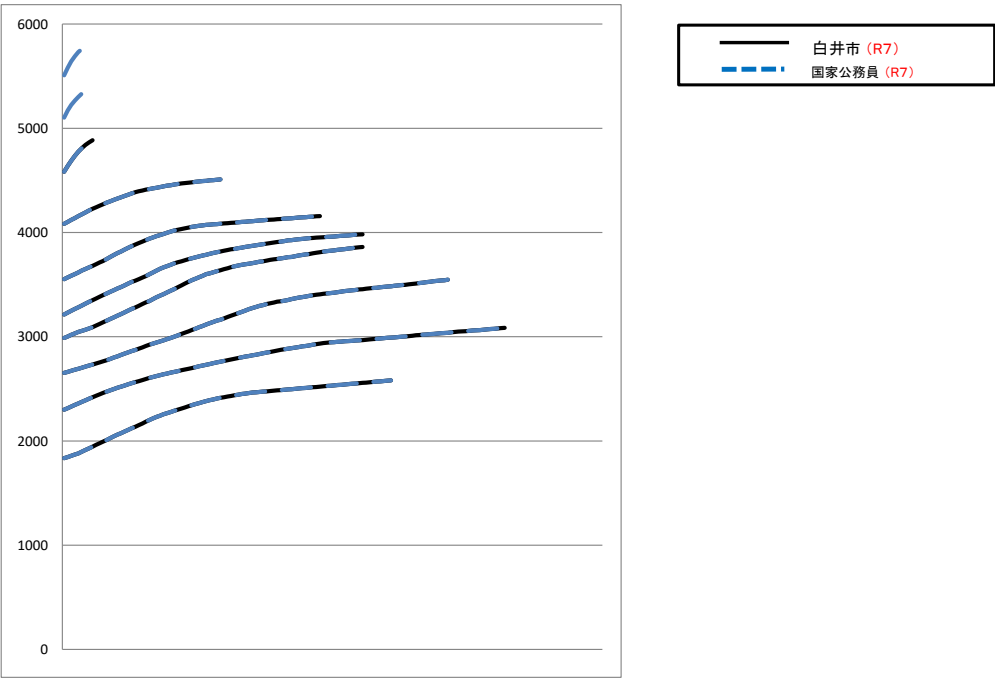
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8 級	部長、参事	10 人	3.6 %	458,300 円	488,500 円
7 級	課長、主幹	30 人	10.8 %	408,300 円	450,900 円
6 級	副主幹	20 人	7.2 %	355,200 円	415,700 円
5 級	主査	39 人	14.0 %	321,300 円	398,200 円
4 級	主査補	33 人	11.9 %	298,800 円	386,100 円
3 級	主任主事、主任技師	69 人	24.8 %	265,300 円	354,700 円
2 級	主事、技師	49 人	17.6 %	230,000 円	308,500 円
1 級	主事補、技師補	28 人	10.1 %	183,500 円	258,100 円

(注) 1 白井市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
3 一般行政職とは、企業職、税務職、福祉職、技能労務職等を除いたものである。



(注) 平成18年4月1日に9級制から8級制に変更している。(旧給料表の3級及び4級を統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和7年4月1日現在)



(3)昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（白井市）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

白井市		千葉県		国	
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,495 千円		1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,835 千円		—	
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分 (支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由) 該当なし		(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分 (支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由) 該当なし		(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分 (支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由) 該当なし	
加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15% (国を上回る加算措置となっている場合、その理由) 該当なし		加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15・25%		加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（白井市）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○		○	○
上位、標準の成績率			○		
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

(2)退職手当

(令和7年4月1日現在)

白井市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.669500 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.669500 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.039500 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.039500 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.757500 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.757500 月分	47.709000 月分
最高限度額	47.709000 月分	47.709000 月分	最高限度額	47.709000 月分	47.709000 月分
調整率	83.7 /100		調整率	83.7 /100	
(国を上回る割合としている場合、その理由) 該当なし					
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%～20% 加算) (退職時特別昇給を設けている理由) 制度なし			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%～45% 加算)		
自己都合 応募認定・定年					
1人当たり			1人当たり		
平均支給額	7,166 千円	21,623 千円	平均支給額		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3)地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績	(令和6年度決算)	75,201 千円
支給職員1人当たり平均支給年額	(令和6年度決算)	219,886 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数
白井市	6%	342 人
		国の制度(支給割合)
		5%

(4)特殊勤務手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績	(令和6年度決算)	24 千円
支給職員1人当たり平均支給年額	(令和6年度決算)	2,000 円
職員全体に占める手当支給職員の割合	(令和6年度)	3.49 %
手当の種類(手当数)		4 種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務
防疫処理手当	一般行政職	感染症の患者の搬送並びに感染症の病原体に汚染し、又は汚染した疑いのある物件、場所等の消毒その他の処理作業に従事したとき
災害対策業務手当		災害対策業務に従事したとき
行旅病人等取扱手当		行旅病人及び行旅等死亡人取扱に従事したとき
動物死体処理手当		動物死体の処理作業に従事したとき
		支給実績(令和6年度決算)
		左記職員に対する支給単価
		0 千円
		日額300円
		0 千円
		日額500円
		0 千円
		行旅死亡人1件につき3,000円
		24 千円
		日額300円

(5) 時間外勤務手当(休日勤務手当を含む)

支給実績	(令和6年度決算)	98,275 千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和6年度決算)	337,715 円
支給実績	(令和5年度決算)	78,421 千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和5年度決算)	286,208 円

(6) その他の手当

(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給します。 ・配偶者 月額3,000円 ・子 1人月額11,500円 ・父母等 1人月額6,500円 ※16歳から22歳までの子 1人月額5,000円加算	同じ	—	19,286 千円	221,678 円
住居手当	借家などに居住し家賃を支払っている職員などに支給します。 ・借家の場合 家賃の額に応じて月額28,000円を限度に支給(家賃月額16,000円を超える場合に限る)	異なる	国は、配偶者等が借家・借間に居住する単身赴任手当受給職員に最高14,000円を支給する。	21,711 千円	278,346 円
通勤手当	電車・バス、自家用車などにより通勤する職員に支給します。 ・電車・バスを利用する場合 6ヶ月定期券代など1ヶ月当たり55,000円まで全額支給 ・自家用車などを使用する場合 使用距離に応じて月額2,000円から月額31,600円までを支給 ※通勤距離が片道2キロメートル以上である職員が対象です。	同じ	—	27,805 千円	93,620 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職に応じて定額支給します。 ・70,500円(部長職) ・61,100円(参事職) ・57,500円(課長職) ・44,300円(主幹職)	異なる	国は、官職に応じて34,900円から133,600円を定額支給	28,731 千円	700,756 円
管理職特別勤務手当	管理職職員が臨時又は緊急そのほか公務運営の必要により休日などに勤務した場合、職務に応じて8,000円から12,000円を支給します。(勤務時間が6時間を超える場合は50%増し)	異なる	国は、官職区分に応じて6,000円から12,000円(勤務時間が6時間を超える場合は50%増し)	15 千円	2,143 円

5 特別職の報酬等の状況

(令和7年4月1日現在)

区分		給料月額等			
給料	市長	(令和6年度支給割合)		(令和7年度支給割合)	
	副市長	4.50 月分		4.50 月分	
	議員	4.40 月分		4.40 月分	
報酬	議長	440,000 円		757,000 円	
	副議長	370,000 円		670,000 円	
	議員	350,000 円		606,000 円	
期末手当	市長	(令和6年度支給割合)		(令和7年度支給割合)	
	副市長	4.50 月分		4.50 月分	
	議長	4.40 月分		4.40 月分	
退職手当	市長	(算定方式)		(1期の手当額)	
	副市長	給料月額×在職月数×35/100		1,429 万円	
	備考	給料月額×在職月数×25/100		848 万円	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

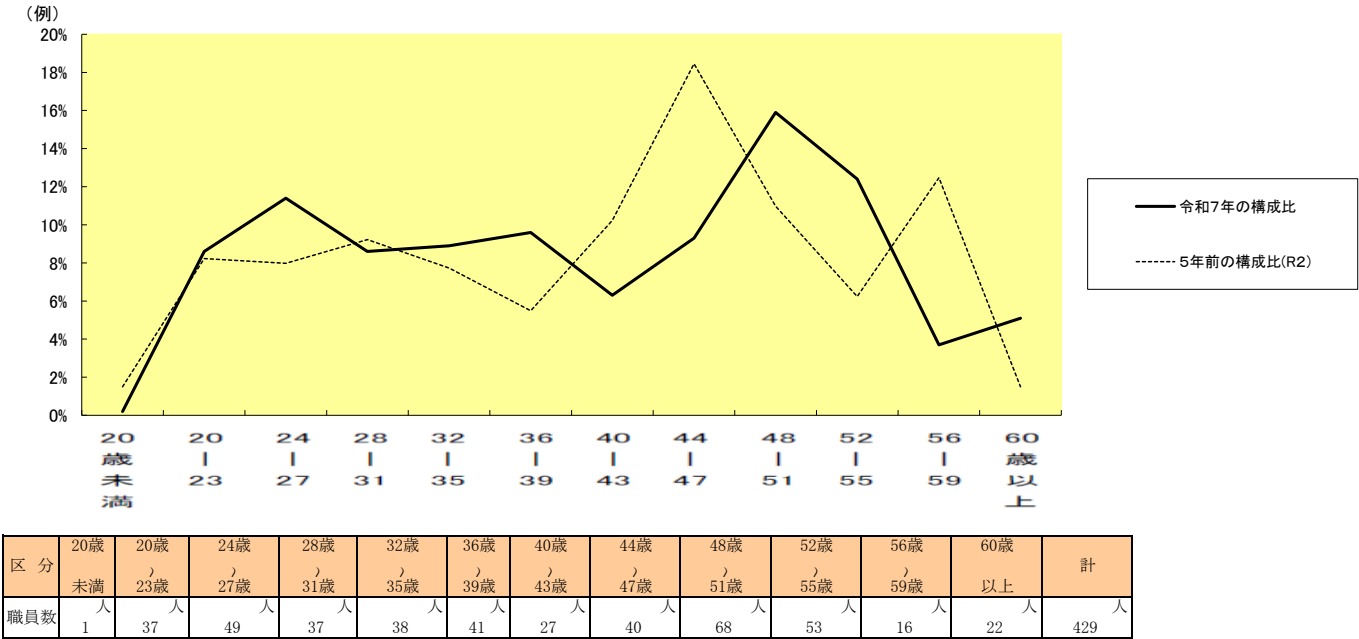
(各年4月1日現在)

部門 区分			職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和7年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5	0	
		総務	93	85	8	
		税務	23	23	0	
		労働	0	1	△ 1	
		農林水産	8	8	0	
		商工	10	10	0	
		土木	33	30	3	
		民生	114	109	5	
		衛生	37	34	3	
		計	323	305	18	<参考> 人口1万当たり職員数 (類似団体の人口1万当たり職員数
	教育部門	65	63	2		
	消防部門	0	0	0		
	小 計	388	368	20	<参考> 人口1万当たり職員数 (類似団体の人口1万当たり職員数	62.61 人 65.90 人)
公営企業等会計部門		病院	0	0	0	
		水道	6	6	0	
		交通	0	0	0	
		下水道	8	8	0	
		その他	27	23	4	
		小 計	41	37	4	
	合 計			429 [490]	405 [490]	24 [一]

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況

(令和7年4月1日現在)



(3)職員数の推移

(単位:人・%)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	過去5年間の増減数(率)
部門別							
一般行政	300	295	301	298	305	323	23 (7.7 %)
教 育	62	61	60	59	63	65	3 (4.8 %)
警察	—	—	—	—	—	—	— (— %)
消防	—	—	—	—	—	—	— (— %)
普通会計計	362	356	361	357	368	388	26 (7.2 %)
公益企業等会計計	41	42	40	36	37	41	0 (0.0 %)
総合計	403	398	401	393	405	429	26 (6.5 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1)水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
6年度	千円 598,205	千円 12,747	千円 32,017	% 5.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
6年度	人 6	千円 20,013	千円 4,585	千円 8,373	千円 32,971

一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 5,495	千円 6,317

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
白井市	37.0 歳	309,583 円	457,931 円
団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

白井市(水道事業)	白井市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,396 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,495 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分
加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

白井市(水道事業)	白井市(一般行政職)
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.669500 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.039500 月分 33.270750 月分 勤続35年 39.757500 月分 47.709000 月分 最高限度額 47.709000 月分 47.709000 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 0 加算) 1人当たり平均支給額 千円 千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.669500 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.039500 月分 33.270750 月分 勤続35年 39.757500 月分 47.709000 月分 最高限度額 47.709000 月分 47.709000 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 0 加算) 1人当たり平均支給額 千円 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。
※ 白井市(水道事業)の1人当たり平均支給額については、人数が少ないため非公表とする。

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績		(令和6年度決算)		1,262 千円
支給職員1人当たり平均支給年額		(令和6年度決算)		210,333 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)	
白井市	6%	6 人	6%	

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績		(令和6年度決算)	0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額		(令和6年度決算)	0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合		(令和6年度)	0 %	
手当の種類(手当数)			4 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給 単価
防疫処理手当	一般行政職	感染症の患者の搬送並びに感染症の病原体に汚染し、又は汚染した疑いのある物件、場所等の消毒その他の処理作業に従事したとき	0 千円	日額300円
災害対策業務手当		災害対策業務に従事したとき	0 千円	日額500円
行旅病人等取扱手当		行旅病人及び行旅等死亡人取扱に従事したとき	0 千円	行旅死亡人1件につき 3,000円
動物死体処理手当		動物死体の処理作業に従事したとき	0 千円	日額300円

オ 時間外勤務手当

支給実績	(令和6年度決算)	780 千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和6年度決算)	130,000 円

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度 決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給します。 ・配偶者 月額3,000円 ・子 1人月額11,500円 ・父母等 1人月額6,500円 ※16歳から22歳までの子 1人月額5,000円加算	同じ	—	2,543 千円	— 円
住居手当	借家などに居住し家賃を支払っている職員などに支給します。 ・借家の場合 家賃の額に応じて月額28,000円を限度に支給(家賃月額16,000円を超える場合に限り)	同じ	—		— 円
通勤手当	電車・バス、自家用車などにより通勤する職員に支給します。 ・電車・バスを利用する場合 6ヶ月定期券代など1ヶ月当たり55,000円まで全額支給 ・自家用車などを使用する場合 使用距離に応じて月額2,000円から月額31,600円までを支給 ※通勤距離が片道2キロメートル以上である職員が対象です。	同じ	—		— 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職に応じて定額支給します。 ・70,500円(部長職) ・61,100円(参事職) ・57,500円(課長職) ・44,300円(主幹職)	同じ	—		— 円
管理職特別勤務手当	管理職職員が臨時又は緊急そのほか公務運営の必要により休日などに勤務した場合、職務に応じて8,000円から12,000円を支給します。(勤務時間が6時間を超える場合は50%増し)	同じ	—		— 円

(注) 支給職員1人当たり平均支給年額については、人数が少ないため非公表とする。